

2018 年 9 月 5 日

環境大臣 中川雅治殿
農林水産大臣 齋藤健殿
厚生労働大臣 加藤勝信殿
消費者庁担当大臣 福井照殿

ゲノム編集等、遺伝子操作技術の規制に関する意見書

生活協同組合パルシステム東京
理事長 野々山 理恵子

私たちパルシステム東京は、「『食べもの』『地球環境』『人』を大切に『社会』をつくります」を理念に掲げ、約 49 万人の組合員を擁する生活協同組合です。

ゲノム編集技術や RNA 干渉技術など、新たな遺伝子操作技術(以下、「新技術」)が遺伝子組み換え技術に代わって導入されつつあり、欧米では対応が分れています。環境省の検討会において、他種の遺伝子の挿入を伴わない操作について規制対象外とする考え方が示されたことを、大変遺憾に思います。

遺伝子組み換え技術に比べてゲノム編集技術はより確実に標的の遺伝子を操作できるように宣伝されていますが、「オフターゲット作用」なども知られています。遺伝子操作の過程で遺伝子が傷つき、想定外の有害な影響(有害物質の生成を含む)を及ぼすことも否定できません。

環境省の検討会において「ナチュラルオカレンス」という、自然界で突然変異として起こりうる遺伝子の操作は規制対象外とする考え方が示されておりますが、新技術による遺伝子操作は自然界で起こっていることとは内容と頻度、過程において大いに異なるものです。もし規制対象外とした場合は、さまざまな遺伝子操作生物が作られて、野外に放出され、自然を攪乱し、取り返しのつかない状況となることが危惧されます。

現行の遺伝子組み換え作物の環境影響評価や食品健康影響評価(実質的同等性評価)は、決してこうした不安を払拭できる審査とはいえず、抜本的改善が必要と考えますが、新技術の食品がこうした評価なしに栽培され、野外に放出され、食卓に上ることは許されないことです。少なくとも環境影響評価、健康影響評価、表示など、遺伝子組み換え作物と同等の規制を行なうことを要望します。今後も遺伝子操作技術が次々と開発されると考えられるため、「遺伝子組み換え作物」でなく、遺伝子工学等を用いた全ての「遺伝子操作作物」と範疇を変更して規制を行なうことを要望します。

以上